

表 6.1.2-13(1) 仙台市の水質汚濁防止法に基づく特定事業場

No.	業種	名称	事業場数	
			宮城野区	若林区
1の2	畜産農業又はサービス業	イ 豚房施設 ロ 牛房施設 ハ 馬房施設	1	1
2	畜産食料品製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 (洗びん施設を含む。)	8	3
3	水産食料品製造業	イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ホ 湯煮施設	4	3
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設	2	1
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設	1	—
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	粗製あんの沈でんそう	—	1
10	飲料製造業	ロ 洗浄施設 (洗びん施設を含む。) ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設	1	2
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	イ 原料処理施設	3	—
16	麺類製造業	湯煮施設	1	—
17	豆腐又は煮豆の製造業	湯煮施設	3	3
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	ト 染色施設	1	2
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	11	19
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	イ ろ過紙説 ロ 遠心分離機 ヌ 廃ガス洗浄施設	1	—
51	石油精製業 (潤滑油再生業を含む)	イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設	1	—
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業 (防振ゴム製造業を除く)、更止タイヤ製造業又はゴム板製造業	直接加硫施設	1	1
53	ガラス又はガラス製品の製造業	イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設	1	3
54	セメント製品製造業	イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設 (蒸気養生施設を含む)	1	1
55	生コンクリート製造業	パッチャープラント	9	3
61	鉄鋼業	ハ 圧延施設 ホ 湿式集じん施設	1	—
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	ホ 廃ガス洗浄施設	1	—
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの (浄水能力が一日当たり10,000m ³ 未満の事業場は除く)	イ 沈でん施設 ロ ろ過紙説	1	—
65	酸又はアルカリによる表面処理施設		6	3
66	電気めっき施設		2	2
66の3	旅館業	イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設	9	4
66の4	共同調理場に設置	ちゅう房施設 (総床面積が500m ² 未満を除く)	1	—
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業	ちゅう房施設 (総床面積が360m ² 未満を除く)	5	4

注：1. 表中の数値は、宮城野区及び若林区に位置する全ての事業場数を示す。

2. 単独の事業所であっても複数の業種で特定事業場の届出を行う場合があるため、内訳の合算値と合計は一致しない。

〔水質汚濁防止法に基づく特定事業場一覧〕 (平成30年3月31日現在、仙台市) より作成

表 6.1.2-13(2) 仙台市の水質汚濁防止法に基づく特定事業場

No.	業 種	名 称	事業場数	
			宮城野区	若林区
66の6	飲食店	ちゅう房施設 (総床面積が420㎡未満を除く)	3	3
66の7	そば店、うどん店、すし店、喫茶店その他	ちゅう房施設 (総床面積が630㎡未満を除く)	1	—
67	洗濯業	洗浄施設	19	14
68	写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設	8	8
68の2	病院 (病床数が300以上の病院)	イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設	3	—
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	解体施設	1	—
69の2	中央卸売市場	イ 卸売場 ロ 仲卸売場	—	1
70の2	自動車分解整備事業	洗車施設 (屋内作業場の総床面積が800㎡未満を除く)	15	2
71	自動式車両洗浄施設		103	53
71の2	科学技術 (人文化学のみに係るものを除く) に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設	20	5
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設		—	1
71の4	産業廃棄物処理施設	産業廃棄物処理施設のうち次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政令第300号) 第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者 (同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く) をいう) が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設	5	3
72	し尿処理施設 (500人以下を除く)		—	7
73	下水道終末処理施設		1	—
74	特定事業場から排出される水 (公共用水域に排出されるものを除く) の処理施設 (前2号に掲げるものを除く)		—	1
合 計			255	154

注：1. 表中の数値は、宮城野区及び若林区に位置する全ての事業場数を示す。
 2. 単独の事業所であっても複数の業種で特定事業場の届出を行う場合があるため、内訳の合算値と合計は一致しない。
 [「水質汚濁防止法に基づく特定事業場一覧」(平成30年3月31日現在、仙台市)より作成]

表 6.1.2-14 仙台市以外の水質汚濁防止法に基づく特定事業場

市町名	特定事業場数
塩竈市	153
多賀城市	66
七ヶ浜町	21
利府町	37

[「宮城県開示情報」(平成30年3月31日現在、宮城県)より作成]

表 6.1.2-15(1) 仙台市の下水道法に基づく特定事業場

No.	業 種	名 称	事業場数	
			宮城野区	若林区
2	畜産食料品製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 (洗びん施設を含む。)	5	4
3	水産食料品製造業	イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ホ 湯煮施設	3	3
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 煮湯施設	1	4
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ヘ ろ過紙説	1	4
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	粗製あんの沈でんそう	2	1
10	飲料製造業	ロ 洗浄施設 (洗びん施設を含む。) ニ ろ過施設	2	4
16	麺類製造業	湯煮施設	2	-
17	豆腐又は煮豆の製造業	湯煮施設	6	5
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	ニ 精練機及び精練そう ト 染色施設 リ のり抜き施設	1	4
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	19	21
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	イ ろ過紙説	1	-
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業 (防振ゴム製造業を除く)、更正タイヤ製造業又はゴム板製造業	直接加硫施設	-	1
53	ガラス又はガラス製品の製造業	イ 研磨洗浄施設	-	2
54	セメント製品製造業	ハ 水養生施設 (蒸気養生施設を含む)	1	-
55	生コンクリート製造業	バッチャープラント	8	2
63	金属製品製造業又は機械器具製造業 (武器製造業を含む)	イ 焼入れ施設 ホ 廃ガス洗浄施設	-	1
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの (浄水能力が一日当たり10,000m ³ 未満の事業場は除く)	イ 沈でん施設 ロ ろ過紙説	1	-
65	酸又はアルカリによる表面処理施設		4	2
66	電気めっき施設		1	2
66の3	旅館業	ハ 入浴施設	1	1
66の4	共同調理場に設置	ちゅう房施設 (総床面積が500m ² 未満を除く)	1	-
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業	ちゅう房施設 (総床面積が360m ² 未満を除く)	9	3
66の6	飲食店	ちゅう房施設 (総床面積が420m ² 未満を除く)	12	4
66の7	そば店、うどん店、すし店、喫茶店その他	ちゅう房施設 (総床面積が630m ² 未満を除く)	4	1
67	洗濯業	洗浄施設	42	23
68	写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設	4	4

注：1. 表中の数値は、宮城野区及び若林区に位置する全ての事業場数を示す。

2. 単独の事業所であっても複数の業種で特定事業場の届出を行う場合があるため、内訳の合算値と合計は一致しない。

〔下水道法に基づく特定事業場一覧〕(平成30年3月31日現在、仙台市)より作成)

表 6.1.2-15(2) 仙台市の下水道法に基づく特定事業場

No.	業種	名称	事業場数	
			宮城野区	若林区
68の2	病院（病床数が300以上の病院）	イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設	4	-
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	解体施設	1	-
70の2	自動車分解整備事業	洗車施設（屋内作業場の総床面積が800㎡未満を除く）	15	2
71	自動式車両洗浄施設		89	47
71の2	科学技術（人文化学のみに係るものを除く）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設	21	8
71の4	産業廃棄物処理施設	産業廃棄物処理施設のうち次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることと要しない者を除く）をいう）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設	4	1
72	し尿処理施設（500人以下を除く）		-	-
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く）の処理施設（72・73以外）		-	1
合計			262	155

注：1. 表中の数値は、宮城野区及び若林区に位置する全ての事業場数を示す。

2. 単独の事業所であっても複数の業種で特定事業場の届出を行う場合があるため、内訳の合算値と合計は一致しない。

〔下水道法に基づく特定事業場一覧〕（平成30年3月31日現在、仙台市）より作成

表 6.1.2-16 仙台市以外の下水道法に基づく特定事業場

市町名	特定事業場数
塩竈市	182
多賀城市	73
七ヶ浜町	7
利府町	29

〔宮城県開示情報〕（平成30年3月31日現在、宮城県）より作成

表 6.1.2-17 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質基準適用施設

No.	水質基準対象施設の種類	所在地
1	下水道終末処理施設	宮城野区蒲生字八郎兵エ谷地第二
2	下水道終末処理施設	多賀城市大代6-4-1

〔平成29年度 ダイオキシン類調査結果〕（2018年11月閲覧、仙台市HP）
〔県内事業場からのダイオキシン類の測定結果〕（平成30年、宮城県）より作成



図 6.1.2-2 水質汚濁防止法・下水道法・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業場位置図

(2) 底質

① 底質の状況

調査範囲における底質の調査は、河川1地点、海域6地点において実施されている。調査位置は図6.1.2-3、河川及び海域の底質調査結果は表6.1.2-18、ダイオキシン類の調査結果は表6.1.2-19のとおりである。

底質のダイオキシン類の調査結果は、いずれの地点も環境基準に適合している。

表 6.1.2-18 底質調査結果 (2016年度)

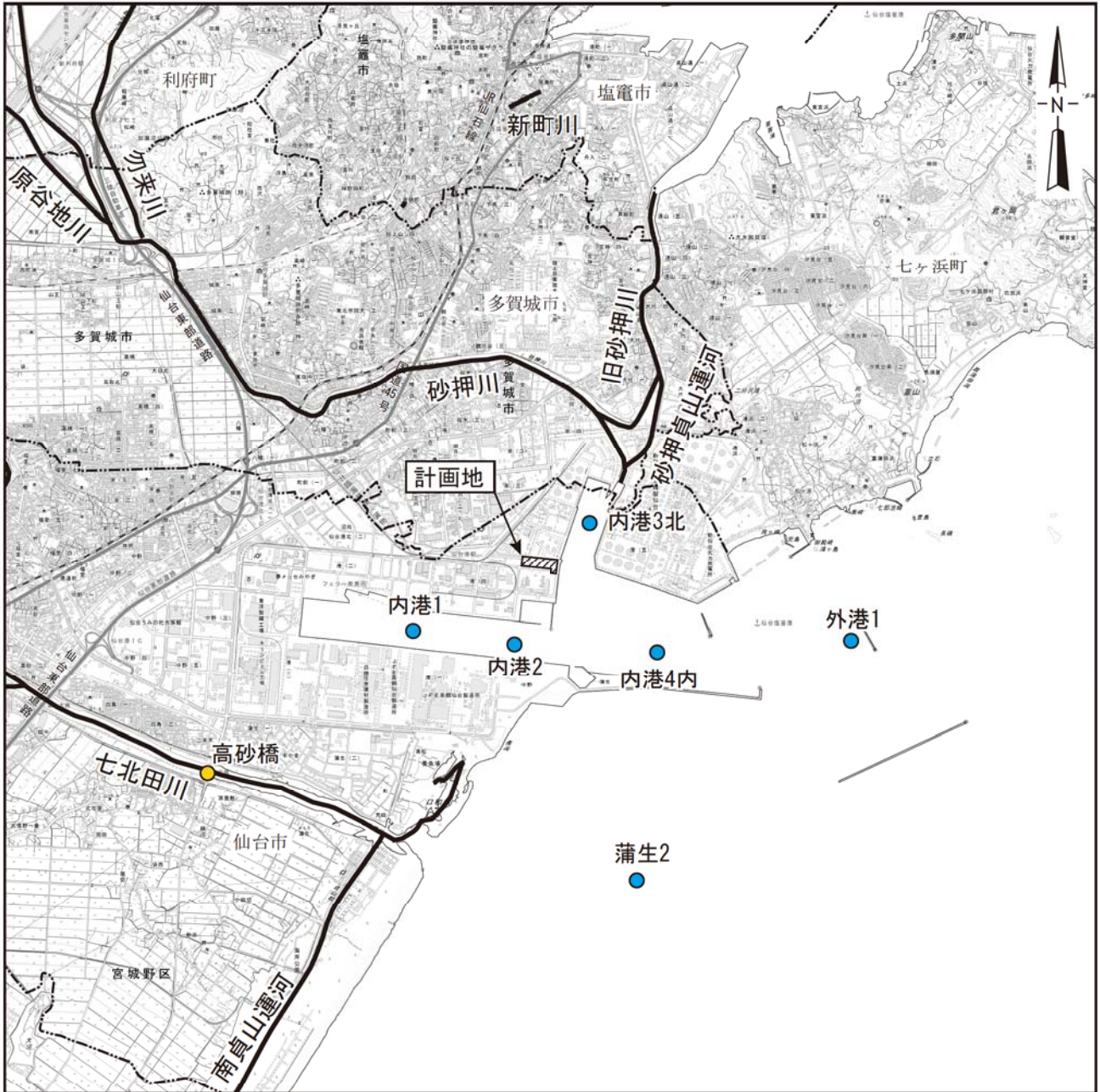
項目	調査地点 単位	海 域							
		七北田川 高砂橋	内港1	内港2	内港3北	内港4内	外港1	蒲生2	
pH (H ₂ O)	—	6.6	8.4	8.2	8.3	8.0	8.3	8.0	
pH (KCl)	—	6.8	8.3	8.0	8.0	7.9	8.2	7.9	
酸化還元電位	mV	-110	-122	-205	-221	-227	-198	-149	
COD	mg/kg	6800	<2000	3900	5000	12000	5800	11000	
n-ヘキサン抽出物質	mg/kg	370	<25	<25	40	42	<25	30	
全窒素	mg/kg	680	200	370	480	1900	630	1600	
全燐	mg/kg	340	150	270	220	760	450	700	
カドミウム	mg/kg	0.11	1.2	1.8	1.5	4.2	2.3	3.3	
鉛	mg/kg	7.6	3.5	7.2	4.7	31	12	21	
砒素	mg/kg	9.4	3.3	9.6	3.8	24	14	21	
総水銀	mg/kg	0.03	0.01	0.03	0.02	0.16	0.08	0.21	
全クロム	mg/kg	11	7	13	9	38	17	28	
硫化物	mg/kg	380	<20	230	100	850	110	600	
含水率	%	36	25	32	30	66	38	62	
強熱減量	mg/kg	4.7	2.0	3.3	2.9	11	5.9	9.7	
粒度組成	粗礫分	%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	中礫分	%	0.00	0.99	0.49	2.29	0.35	0.33	0.00
	細礫分	%	0.02	1.46	1.40	2.24	5.91	4.32	1.25
	粗砂分	%	0.10	3.10	7.28	4.64	26.61	9.31	22.35
	中砂分	%	6.77	69.90	57.00	63.42	45.48	28.10	42.87
	細砂分	%	61.30	24.22	32.56	25.69	20.52	56.03	32.08
	シルト分	%	19.64	0.33	1.14	1.57	0.91	1.76	1.30
粘土分	%	12.17	0.00	0.12	0.15	0.22	0.15	0.15	

〔「公害関係資料集 平成28年度測定結果」(平成30年、仙台市)より作成〕

表 6.1.2-19 底質のダイオキシン類の調査結果 (2016年度)

水域名	調査地点	調査結果 [pg-TEQ/g]	環境基準 [pg-TEQ/g]
仙台港地先海域 (甲)	内港4内	7.7	150以下
仙台港地先海域 (乙)	外港3	4.8	
仙台港地先海域 (乙)	蒲生3	0.48	

〔「公害関係資料集 平成28年度測定結果」(平成30年、仙台市)より作成〕



凡例

〔「公害関係資料集 平成28年度 測定結果」〕（平成30年、仙台市）より作成



計画地



河川の底質調査地点



海域の底質調査地点

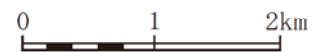


図 6.1.2-3 底質の調査地点位置図

② 発生源の状況

底質の汚濁の原因は、水質の汚濁である。水質汚濁に関する発生源の状況については、「(1) 水質」で示したとおりである。

③ 影響を受ける施設等の状況

本事業では河川への放流はないため、農業用水の取水施設等底質の汚濁の影響を受ける施設はない。海域については、計画地から約2km離れた位置に共同K漁業権と区画漁業権の設定区域がある。

(3) 地下水汚染

① 地下水汚染の状況

調査範囲における地下水の調査は、概況調査10箇所、汚染井戸周辺調査2箇所、継続監視調査15箇所、ダイオキシン類に関する地下水調査1箇所で行われている。

概況調査の結果は表6.1.2-20、汚染井戸周辺調査の結果は表6.1.2-21、継続監視調査の結果は表6.1.2-22、ダイオキシン類に関する地下水調査結果は表6.1.2-23のとおりである。

概況調査では、宮城野区で1箇所、若林区で1箇所が環境基準に適合せず、宮城野区の1箇所が指針値に適合していない。

地下水継続監視調査結果では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が宮城野区の2箇所、砒素が宮城野区の2箇所及び若林区の2箇所が環境基準に適合していない。

なお、汚染井戸周辺調査、ダイオキシン類に関する地下水調査では、いずれも環境基準に適合している。

表 6.1.2-20(1) 地下水概況調査結果 (2016年度)

[単位: mg/L]

調査項目	区 二次メッシュコード 調査日	宮城野区	宮城野区	宮城野区	宮城野区	環境基準値 又は 指針値	
		5740-37	5740-37	5740-37	5740-37		
		2016.11.9	2016.11.9	2016.10.24	2016.10.24		
環境基準項目	カドミウム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下	
	全シアン	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	
	鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下	
	六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.05 以下	
	砒素	<0.005	<0.005	<0.005	0.011	0.01 以下	
	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	
	アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	
	PCB	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	
	ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	
	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	
	塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下	
	1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	
	トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	
	テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	
	チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	
	シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下	
	チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	
	ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	
	セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<0.015	3.5	0.82	<0.015	10 以下	
	ふっ素	0.09	<0.08	<0.08	0.24	0.8 以下	
	ほう素	0.02	0.04	<0.02	0.11	1 以下	
	1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下	
	要監視項目	クロロホルム	<0.006	<0.006	—	—	0.06 以下
		1,2-ジクロロプロパン	<0.006	<0.006	—	—	0.06 以下
p-ジクロロベンゼン		<0.02	<0.02	—	—	0.2 以下	
イソキサチオン		<0.0008	<0.0008	—	—	0.008 以下	
ダイアジノン		<0.0005	<0.0005	—	—	0.005 以下	
フェニトロチオン (MEP)		<0.0003	<0.0003	—	—	0.003 以下	
イソプロチオラン		<0.004	<0.004	—	—	0.04 以下	
オキシ銅 (有機銅)		<0.004	<0.004	—	—	0.04 以下	
クロロタロニル (TPN)		<0.005	<0.005	—	—	0.05 以下	
プロピザミド		<0.0008	<0.0008	—	—	0.008 以下	
EPN		<0.001	<0.001	—	—	0.006 以下	
ジクロロボス (DDVP)		<0.0008	<0.0008	—	—	0.008 以下	
フェノブカルブ (BPMC)		<0.003	<0.003	—	—	0.03 以下	
イプロベンホス (IBP)		<0.0008	<0.0008	—	—	0.008 以下	
クロルニトロフェン (CNP)		<0.001	<0.001	—	—	(定められていない)	
トルエン		<0.06	<0.06	—	—	0.6 以下	
キシレン		<0.04	<0.04	—	—	0.4 以下	
フタル酸ジエチルヘキシル		<0.006	<0.006	—	—	0.06 以下	
ニッケル		<0.001	<0.001	—	—	(定められていない)	
モリブデン		<0.007	<0.007	—	—	0.07 以下	
アンチモン		<0.002	<0.002	—	—	0.02 以下	
エピクロロヒドリン		<0.00004	<0.00004	—	—	0.0004以下	
全マンガン	0.34	<0.02	—	—	0.2 以下		
ウラン	<0.0002	<0.0002	—	—	0.002 以下		

注：1. 「■」は、環境基準等に適合していないことを示す。

2. 「—」は、測定されていないことを示す。

[「公害関係資料集 平成28年度測定結果」(平成30年、仙台市)より作成]

表 6.1.2-20(2) 地下水概況調査結果 (2016年度)

[単位: mg/L]

調査項目	区 二次メッシュコード 調査日	若林区	若林区	若林区	若林区	環境基準値 又は 指針値	
		5740-27	5740-27	5740-27	5740-27		
		2016.11.8	2016.11.8	2016.10.31	2016.10.25		
環境基準項目	カドミウム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下	
	全シアン	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	
	鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下	
	六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.05 以下	
	砒素	<0.005	<0.005	<0.005	0.017	0.01 以下	
	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	
	アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	
	PCB	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	
	ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	
	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	
	塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下	
	1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	
	トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	
	テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	0.0023	<0.0005	0.01 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	
	チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	
	シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下	
	チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	
	ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	
	セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.82	3.8	4.2	<0.015	10 以下	
	ふっ素	<0.08	<0.08	<0.08	0.15	0.8 以下	
	ほう素	0.06	0.10	0.06	0.12	1 以下	
	1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下	
	要監視項目	クロロホルム	<0.006	<0.006	—	—	0.06 以下
		1,2-ジクロロプロパン	<0.006	<0.006	—	—	0.06 以下
p-ジクロロベンゼン		<0.02	<0.02	—	—	0.2 以下	
イソキサチオン		<0.0008	<0.0008	—	—	0.008 以下	
ダイアジノン		<0.0005	<0.0005	—	—	0.005 以下	
フェニトロチオン (MEP)		<0.0003	<0.0003	—	—	0.003 以下	
イソプロチオラン		<0.004	<0.004	—	—	0.04 以下	
オキシ銅 (有機銅)		<0.004	<0.004	—	—	0.04 以下	
クロロタロニル (TPN)		<0.005	<0.005	—	—	0.05 以下	
プロピザミド		<0.0008	<0.0008	—	—	0.008 以下	
EPN		<0.001	<0.001	—	—	0.006 以下	
ジクロロボス (DDVP)		<0.0008	<0.0008	—	—	0.008 以下	
フェノブカルブ (BPMC)		<0.003	<0.003	—	—	0.03 以下	
イプロベンホス (IBP)		<0.0008	<0.0008	—	—	0.008 以下	
クロルニトロフェン (CNP)		<0.001	<0.001	—	—	(定められていない)	
トルエン		<0.06	<0.06	—	—	0.6 以下	
キシレン		<0.04	<0.04	—	—	0.4 以下	
フタル酸ジエチルヘキシル		<0.006	<0.006	—	—	0.06 以下	
ニッケル		<0.001	<0.001	—	—	(定められていない)	
モリブデン		<0.007	<0.007	—	—	0.07 以下	
アンチモン		<0.002	<0.002	—	—	0.02 以下	
エピクロロヒドリン		<0.00004	<0.00004	—	—	0.0004以下	
全マンガン	0.02	<0.02	—	—	0.2 以下		
ウラン	<0.0002	<0.0002	—	—	0.002 以下		

注: 1. 「■」は、環境基準等に適合していないことを示す。

2. 「—」は、測定されていないことを示す。

[「公害関係資料集 平成28年度測定結果」(平成30年、仙台市)より作成]

表 6.1.2-20(3) 地下水概況調査結果 (2016年度)

[単位: mg/L]

調査項目	区 二次メッシュコード 調査日	若林区	若林区	環境基準値 又は 指針値
		5740-27	5740-27	
		2016.10.25	2016.10.25	
環境基準項目	カドミウム	<0.001	<0.001	0.003 以下
	全シアン	ND	ND	検出されないこと
	鉛	<0.005	<0.005	0.01 以下
	六価クロム	<0.02	<0.02	0.05 以下
	砒素	<0.005	<0.005	0.01 以下
	総水銀	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	ND	ND	検出されないこと
	PCB	ND	ND	検出されないこと
	ジクロロメタン	<0.002	<0.002	0.02 以下
	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	チウラム	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	シマジン	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	<0.002	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン	<0.001	<0.001	0.01 以下
	セレン	<0.002	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.7	0.44	10 以下
	ふっ素	<0.08	<0.08	0.8 以下
ほう素	0.04	0.05	1 以下	
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	0.05 以下	
要監視項目	クロロホルム	—	—	0.06 以下
	1,2-ジクロロプロパン	—	—	0.06 以下
	p-ジクロロベンゼン	—	—	0.2 以下
	イソキサチオン	—	—	0.008 以下
	ダイアジノン	—	—	0.005 以下
	フェニトロチオン (MEP)	—	—	0.003 以下
	イソプロチオラン	—	—	0.04 以下
	オキシ銅 (有機銅)	—	—	0.04 以下
	クロタロニル (TPN)	—	—	0.05 以下
	プロピザミド	—	—	0.008 以下
	EPN	—	—	0.006 以下
	ジクロロボス (DDVP)	—	—	0.008 以下
	フェノブカルブ (BPMC)	—	—	0.03 以下
	イプロベンホス (IBP)	—	—	0.008 以下
	クロルニトロフェン (CNP)	—	—	(定められていない)
	トルエン	—	—	0.6 以下
	キシレン	—	—	0.4 以下
	フタル酸ジエチルヘキシル	—	—	0.06 以下
	ニッケル	—	—	(定められていない)
	モリブデン	—	—	0.07 以下
	アンチモン	—	—	0.02 以下
	エピクロロヒドリン	—	—	0.0004以下
全マンガン	—	—	0.2 以下	
ウラン	—	—	0.002 以下	

注:「—」は、測定されていないことを示す。

〔「公害関係資料集 平成28年度測定結果」(平成30年、仙台市)より作成〕

表 6.1.2-21 汚染井戸周辺調査結果（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 2016年度）

[単位：mg/L]

調査項目	区 二次メッシュコード 調査日	宮城野区	宮城野区	環境基準
		5740-37	5740-37	
		2017.1.26	2017.1.26	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		0.82	0.03	10以下

〔「公害関係資料集 平成28年度測定結果」(平成30年、仙台市)より作成〕

表 6.1.2-22(1) 地下水継続監視調査結果（有機塩素化合物 2016年度）

[単位：mg/L]

調査項目	区 二次メッシュコード 調査日	宮城野区	若林区	若林区	環境基準
		5740-37	5740-27	5740-27	
		H28.7.19	H28.7.19	H28.7.19	
塩化ビニルモノマー		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン		<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン		<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン		0.0097	0.0088	0.0055	0.01 以下

〔「公害関係資料集 平成28年度測定結果」(平成30年、仙台市)より作成〕

表 6.1.2-22(2) 地下水継続監視調査結果（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 2016年度）

[単位：mg/L]

調査項目	区 二次メッシュコード 調査日	宮城野区	宮城野区	宮城野区	環境基準
		5740-37	5740-37	5740-37	
		H28.7.27	H28.7.27	H28.7.28	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		0.84	11	61	10以下

注：「■」は、環境基準に適合していないことを示す。

〔「公害関係資料集 平成28年度測定結果」(平成30年、仙台市)より作成〕

表 6.1.2-22(3) 地下水継続監視調査結果（六価クロム 2016年度）

[単位：mg/L]

調査項目	区 二次メッシュコード 調査日	宮城野区	宮城野区	環境基準
		5740-37	5740-37	
		H28.7.22	H28.7.22	
六価クロム		0.04	0.02	0.05以下

〔「公害関係資料集 平成28年度測定結果」(平成30年、仙台市)より作成〕

表 6.1.2-22(4) 地下水継続監視調査結果（鉛 2016年度）

[単位：mg/L]

調査項目	区 二次メッシュコード 調査日	宮城野区	環境基準
		5740-37	
		H28. 7. 27	
鉛		0.006	0.01

〔「公害関係資料集 平成28年度 測定結果」(平成30年、仙台市)より作成〕

表 6.1.2-22(5) 地下水継続監視調査結果（砒素 2016年度）

[単位：mg/L]

調査項目	区 二次メッシュコード 調査日	宮城野区	宮城野区	宮城野区	宮城野区	若林区	若林区	環境基準
		5740-37	5740-37	5740-37	5740-37	5740-27	5740-27	
		2016. 7. 26	2016. 7. 26	2016. 7. 22	2016. 7. 22	2016. 7. 26	2016. 7. 26	
砒素		0.017	0.008	0.020	0.010	0.027	0.031	0.01以下

注：「■」は、環境基準に適合していないことを示す。

〔「公害関係資料集 平成28年度測定結果」(平成30年、仙台市)より作成〕

表 6.1.2-23 ダイオキシン類に関する地下水調査結果（2016年度）

[単位：pg-TEQ/L]

調査項目	区 二次メッシュコード 調査日	宮城野区	若林区	環境基準
		5740-37	5740-27	
		2016. 11. 9	2016. 11. 8	
ダイオキシン類年平均値		0.012	0.012	1 以下

〔「公害関係資料集 平成28年度測定結果」(平成30年、仙台市)より作成〕

② 発生源の状況

地下水の汚染の主な原因は、土壌汚染である。土壌汚染に関する発生源の状況については、「6.1.3 土壌環境 (3)土壌汚染」のとおりである。

③ 影響を受ける施設等の状況

地下水汚染の影響を受ける施設としては、飲料水用井戸が考えられる。

(4) 水 象

① 水象の概況

ア. 河川・湖沼等の概要

調査範囲における河川の概要は表6.1.2-24、湖沼の概要は表6.1.2-25、位置は図6.1.2-4のとおりである。

調査範囲においては、計画地の南側に七北田川水系の二級河川である七北田川及び南貞山運河、計画地の北側に砂押川水系の二級河川である砂押川、貞山運河、旧砂押川、勿来川及び準用河川の原谷地川が流れている。

主な湖沼としては、計画地の北西側に加瀬沼、北東側に阿川沼、南西側に大沼溜池がある。なお、計画地には河川及び湖沼はない。

表 6.1.2-24 河川の概要

種 別		河川名	総延長 〔m〕
河川	二級河川	砂押川	14,491
		砂押貞山運河	800
		旧砂押川	2,300
		勿来川	7,456
		七北田川	40,899
		南貞山運河	3,599
	準用河川	原谷地川	1,400

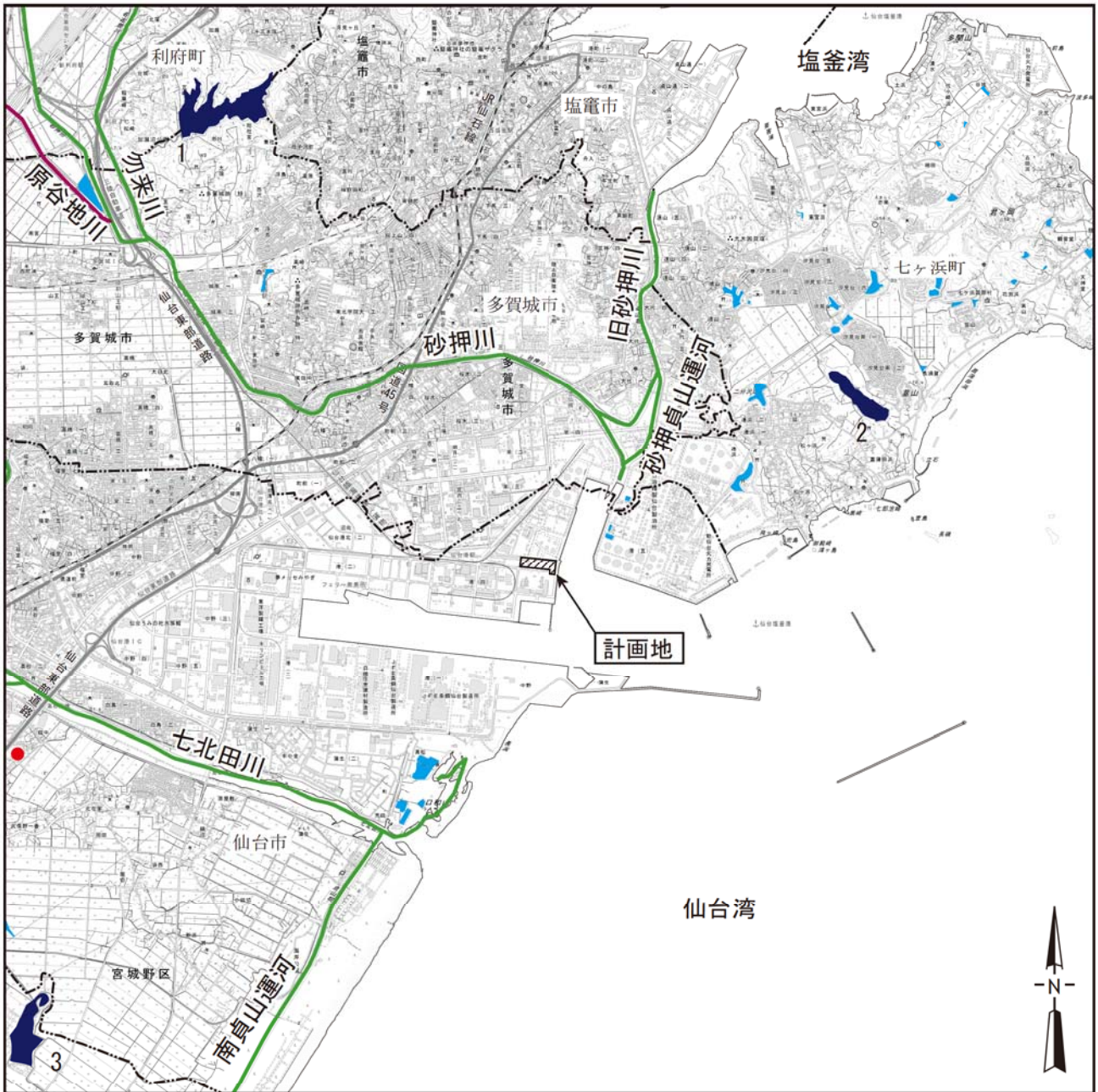
〔「宮城県河川・海岸図」(平成29年、宮城県)より作成〕

表 6.1.2-25 湖沼の概要

No.	湖沼等名称	所在地
1	加瀬沼	宮城郡利府町加瀬
2	阿川沼	宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜獅子前
3	大沼溜池	若林区荒井字大沼24


注：「No.」は、図6.1.2-5の図中番号に対応する。

〔「加瀬沼公園概要」(2018年11月閲覧、宮城県HP)
 「七ヶ浜町観光協会七ヶ浜町観光ガイド」(2018年11月閲覧、七ヶ浜町HP)
 「平成27年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成28年、仙台市)より作成〕





凡 例


 計画地

 二級河川

 準用河川

 主要な湖沼 (1~3)

 その他の湖沼

 温泉

「国土地理情報ダウンロードサービス (河川(宮城))」
 (平成23年、国土交通省国土政策局国土情報課)
 「宮城県河川・海岸図」(平成29年、宮城県)
 「平成27年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」
 (平成28年、仙台市) より作成
 「加瀬沼公園概要」(平成30年11月閲覧、宮城県HP)
 「七ヶ浜町観光協会七ヶ浜町観光ガイド」(平成30年11月閲覧、七ヶ浜町HP)

注：图中番号は表6.1.2-25の「No.」に対応する。

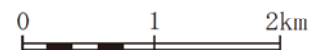


図 6.1.2-4 水象の状況

イ. 湧水等の概要

調査範囲における温泉の概要は表6.1.2-26、位置は図6.1.2-4のとおりである。

調査範囲における温泉としては、宮城野温泉があるが、湧水はない。

なお、計画地には湧水・温泉はない。

表 6.1.2-26 温泉の概要

温泉名	源泉名	所在地
宮城野温泉	コロナ6号	仙台市宮城野区福室字田中前

〔「平成27年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成28年、仙台市)より作成〕

ウ. 水辺の状況

調査範囲における植生自然度の高い水辺地の概要は表6.1.2-27・28、位置は図6.1.2-5のとおりである。

調査範囲における植生自然度の高い水辺地としては、ヨシクラス(植生自然度10)やオギ群落(植生自然度10)、ヒルムシロクラス(植生自然度10)、塩沼地植生(植生自然度10)、ヤナギ高木群落(Ⅳ)(植生自然度9)、ヤナギ低木群落(Ⅳ)(植生自然度9)といった植生自然度の高い植生が分布している。

なお、計画地には植生自然度の高い水辺地はない。

表 6.1.2-27 植生自然度の区分基準

植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツ-トドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
7	クリ-ミズナラ群落、クスギ-コナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の樹林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

〔「自然環境保全基礎調査」(2018年11月閲覧、環境省自然環境局 生物多様性センターHP)より作成〕

表 6.1.2-28 植生自然度の高い水辺地

植生自然度	植生自然度の高い水辺地
10	ヨシクラス、オギ群落、ヒルムシロクラス、シオクグ群落、砂丘植生、コハマギク群落、塩沼地植生
9	ヤナギ高木群落(Ⅳ)、ヤナギ低木群落(Ⅳ)



図 6.1.2-5 自然度の高い水辺地位置図

エ. 水源地の状況

調査範囲における上水は、七北田ダム、宮床ダム、釜房等のダム水から取水している。調査範囲にこれらの水源はない。

また、調査範囲においては、砂押川、勿来川、原谷地川に農業用の堰や揚水機が設置されている。施設の概要は表6.1.2-29、位置は図6.1.2-6のとおりである。

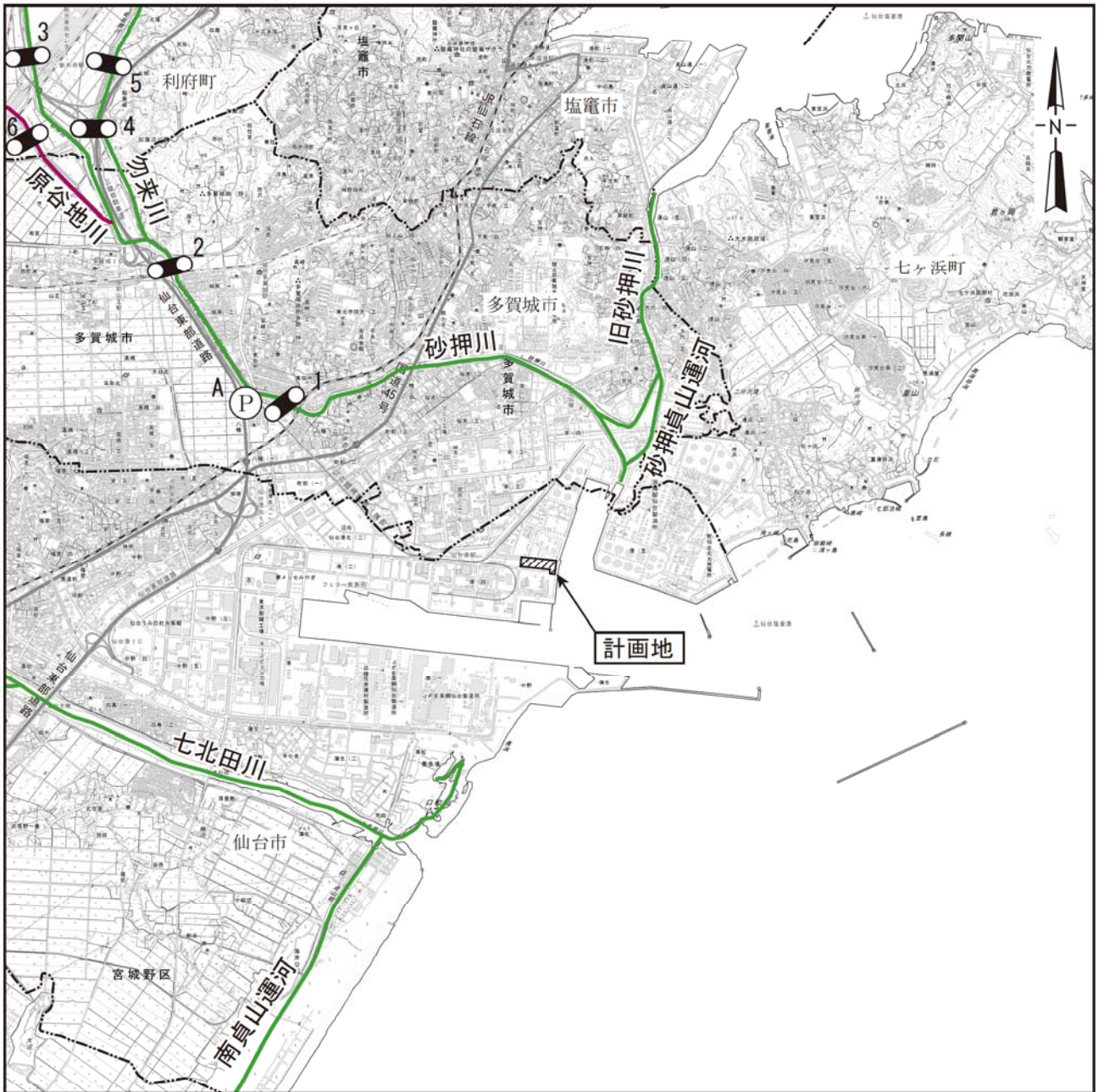
なお、計画地には水源地はない。

表 6.1.2-29 農業用水取水施設の概要

設備種類	河川名	No.	施設名	所在地	取水量 (m ³ /秒)		所有者	管理者
					代掻き期	普通期		
堰	砂押川	1	多賀城堰	多賀城市八幡字庚田	0.2400	0.0800	多賀城市	多賀城市
		2	新田堰	多賀城市市川	0.4500	0.2500	多賀城市	多賀城市
		3	新大友堰	宮城郡利府町字新大友	0.0500	0.0400	利府町	利府町
	勿来川	4	赤堰	宮城郡利府町加瀬字窪地内	0.1500	0.1200	利府町	利府町
		5	惣の堰	宮城郡利府町加瀬字窪地内	0.0640	0.0450	利府町	利府町
	原谷地川	6	横杭堰	宮城郡利府町菅谷	0.0400	0.0300	利府町	利府町
揚水機	砂押川	A	庚田揚水機	多賀城市八幡	0.0400	0.0300	多賀城市	宝堰加瀬溜井管理組合

注：「No.」は、図6.1.2-6の図中番号に対応する。

〔「農業用水施設台帳（河川取水施設）改訂五版」（平成20年、宮城県農林水産部農村振興課）より作成〕



凡例



計画地

二級河川



堰・頭首工 (1~6)

準用河川



揚水機場 (A)

「国土地理情報ダウンロードサービス (河川(宮城))」
 (平成23年、国土交通省国土政策局国土情報課)
 「河川取水施設図 (仙台、塩竈)」
 (平成20年、宮城県土地改良基礎調査情報) 等より作成

注：図中番号は表6.1.2-29の「No.」に対応する。

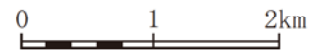


図 6.1.2-6 河川取水施設位置図

6.1.3 土壌環境

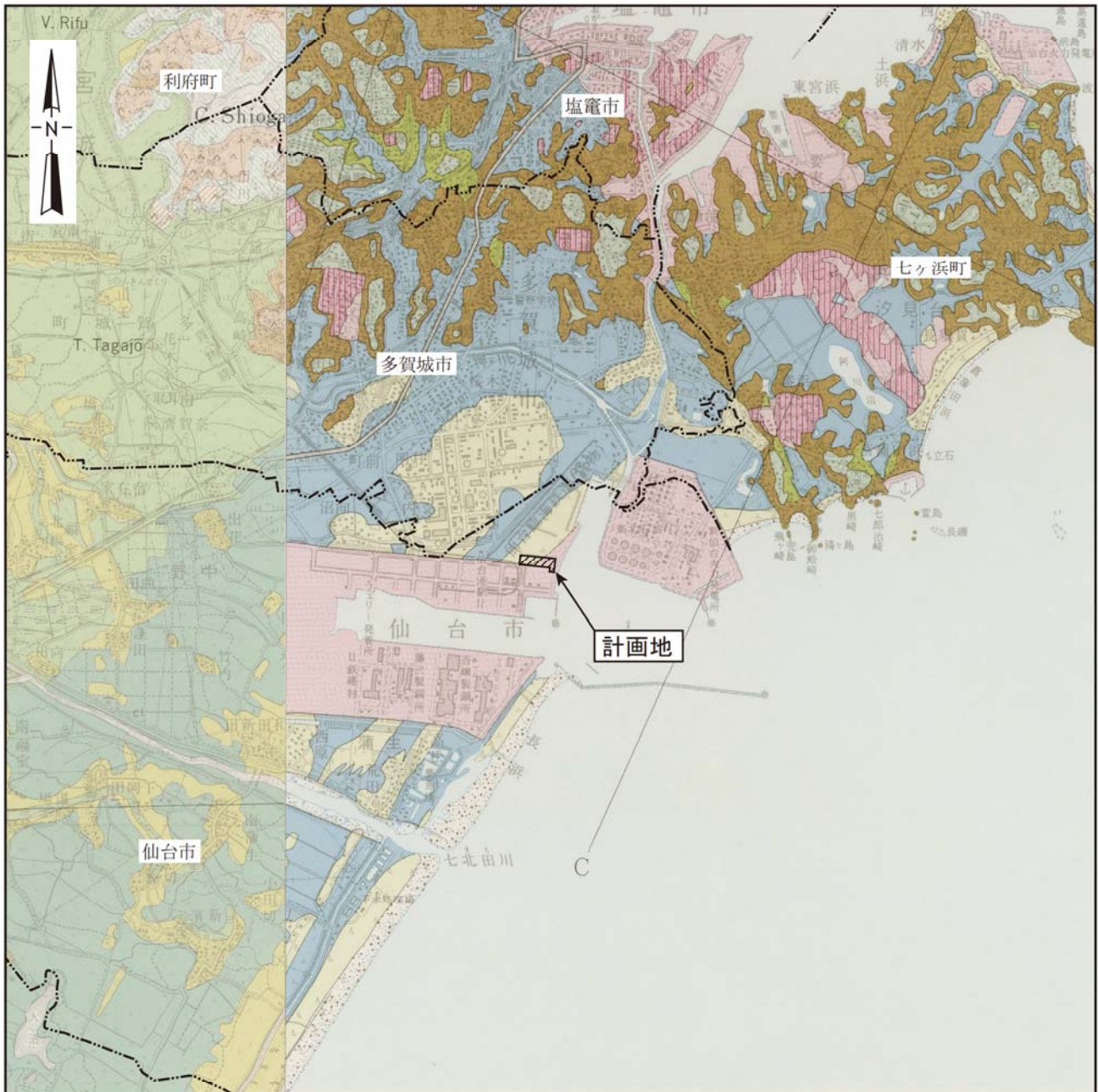
(1) 地形・地質

① 地形の状況

調査範囲における地形の状況は、図6.1.3-1のとおりである。

調査範囲は、南西部が仙台湾に面した仙台平野であり、後背湿地及び谷底平野と浜堤が分布し、海岸線沿いには砂浜が分布する。北東側の七ヶ浜半島から西側には丘陵地が広がっている。

なお、計画地は埋立造成地に位置し、平坦な地形となっている。



凡例



計画地



市町区界

※凡例は次のページに示す。

〔「地形分類図（仙台）」（昭和42年3月、経済企画庁）
 「地形分類図（塩釜）」（昭和59年3月、経済企画庁）等より作成〕

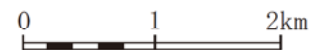
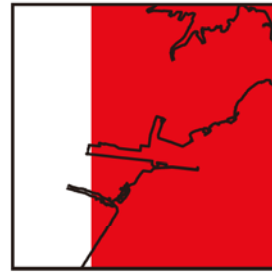


図 6.1.3-1(1) 地形分類図



凡例 (仙台)



凡例 (塩釜)



〔「地形分類図 (仙台)」 (昭和42年3月、経済企画庁)
「地形分類図 (塩釜)」 (昭和59年3月、経済企画庁) 等より作成〕

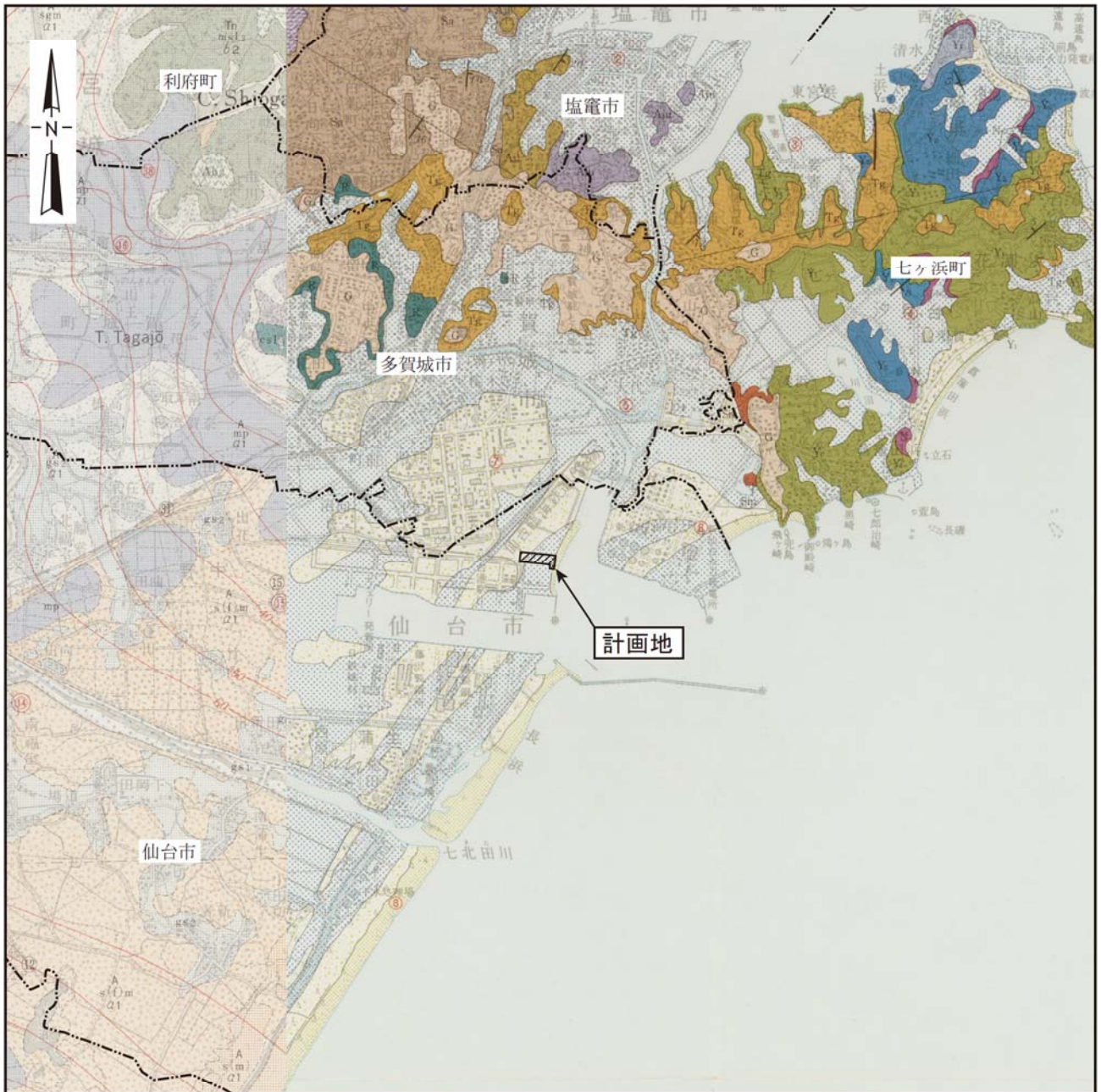
図 6.1.3-1(2) 地形分類図

② 地質の状況

調査範囲における地質の状況は、図6.1.3-2のとおりである。

調査範囲の平野部には、半固結堆積物、未固結堆積物の礫、砂、泥等が広く分布する。丘陵地は表層には固結堆積物の礫岩、砂岩、シルト岩等が分布し、一部、火山性堆積物が露出している。

なお、計画地は未固結堆積物の礫・砂・泥の分布域にある。



凡例



計画地



市町区界

※凡例は次のページに示す。

〔「表層地質図（仙台）」（昭和42年3月、経済企画庁）
 「表層地質図（塩釜）」（昭和59年3月、経済企画庁）等より作成〕

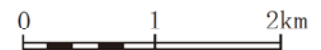
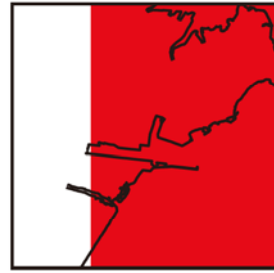


図 6.1.3-2(1) 表層地質図



凡例 (仙台)



凡例 (塩釜)

未固結堆積物	gs1	礫・砂 Gravel, sand	固結堆積物	sh	頁岩 Shale	未固結堆積物	gs1	礫・砂・泥 Gravel, sand, mud
	gs2	礫・砂 Gravel, sand		ss1-2	砂岩 Sandstone		gs2	砂 Sand
	sgm	礫・砂・泥 Gravel, sand, mud		altsah	砂岩・頁岩互層 Alternation sandstone and shale		gs3	礫・砂 Gravel, sand
	s(m)	中粒砂 Medium sand		cgss	礫岩・砂岩 Conglomerate, sandstone		G	礫岩・砂岩・凝灰岩・凝灰質シルト岩・亜岩 Conglomerate, sandstone, tuff, tuffaceous siltstone, lignite
	s(f)m	粗粒砂・泥 Fine sand, mud		cs1	砂質粘板岩 Sandy slate		Sm	礫岩・砂岩 Conglomerate, sandstone
	mp	泥・泥炭 Mud, sand		L	ローム Loam		Tg	礫岩・砂岩・凝灰岩・凝灰質砂岩 Conglomerate, sandstone, tuff, tuffaceous sandstone
	gm1	礫・砂 Gravel, sand		Trpl	浮石質凝灰岩 Agglomerate		Y1	シルト岩・砂岩・凝灰岩 Siltstone, sandstone, tuff
	gsm	礫・砂・泥 Gravel, sand, mud		Ag1	集塊岩 Agglomerate		Y2	砂岩・シルト岩・礫岩 Sandstone, siltstone, conglomerate
	gm2	礫・泥 Gravel, mud		Ab1	安山岩質岩石 Andesite		Ot	凝灰質砂岩・凝灰質シルト岩・シルト岩 Tuffaceous sandstone, tuffaceous siltstone, siltstone
	ss1	砂岩・亜炭 Sandstone, lignite		Trbr1-3	角礫質凝灰岩 Brecciated tuff		Aju	砂岩・シルト岩・凝灰質砂岩・凝灰岩 Sandstone, siltstone, tuffaceous sandstone, tuff
半固結堆積物	ms11	砂岩・亜炭 Sandstone, lignite	火山性堆積物	Trbr4	角礫質凝灰岩 Brecciated tuff	Ajl	凝灰質砂岩・凝灰岩・礫岩 Tuffaceous sandstone, tuff, conglomerate	
	ms12	砂岩・亜炭 Sandstone, lignite		Trss	砂質凝灰岩 Sandy tuff	Sa	凝灰質砂岩・凝灰質シルト岩・凝灰岩・火山円礫岩 Tuffaceous sandstone, tuffaceous siltstone, tuff, volcanic conglomerate	
	mss	泥岩・砂岩 Mudstone, sandstone		Ag2	集塊岩 Agglomerate	R	頁岩・砂質頁岩・砂岩 Shale, sandy shale, sandstone	
	ms13	泥岩・亜炭 Mudstone, lignite		Ab2	安山岩質岩石 Andesite	N	石英安山岩熔岩・火山角礫岩 Dacite lava, volcanic breccia	
				Ry	流紋岩質岩石 Rhyolite	M	凝灰角礫岩・軽石凝灰岩・凝灰質砂岩 Tuff breccia, pumice tuff, tuffaceous sandstone	
				Ab3	安山岩質岩石 Andesite	Sb	安山岩質火山角礫岩・凝灰角礫岩・軽石凝灰岩 Andesitic volcanic breccia, tuff breccia, pumice tuff	

〔「表層地質図 (仙台)」 (昭和42年3月、経済企画庁)
「表層地質図 (塩釜)」 (昭和59年3月、経済企画庁) 等より作成〕

図 6.1.3-2(2) 表層地質図

③ 注目すべき地形・地質

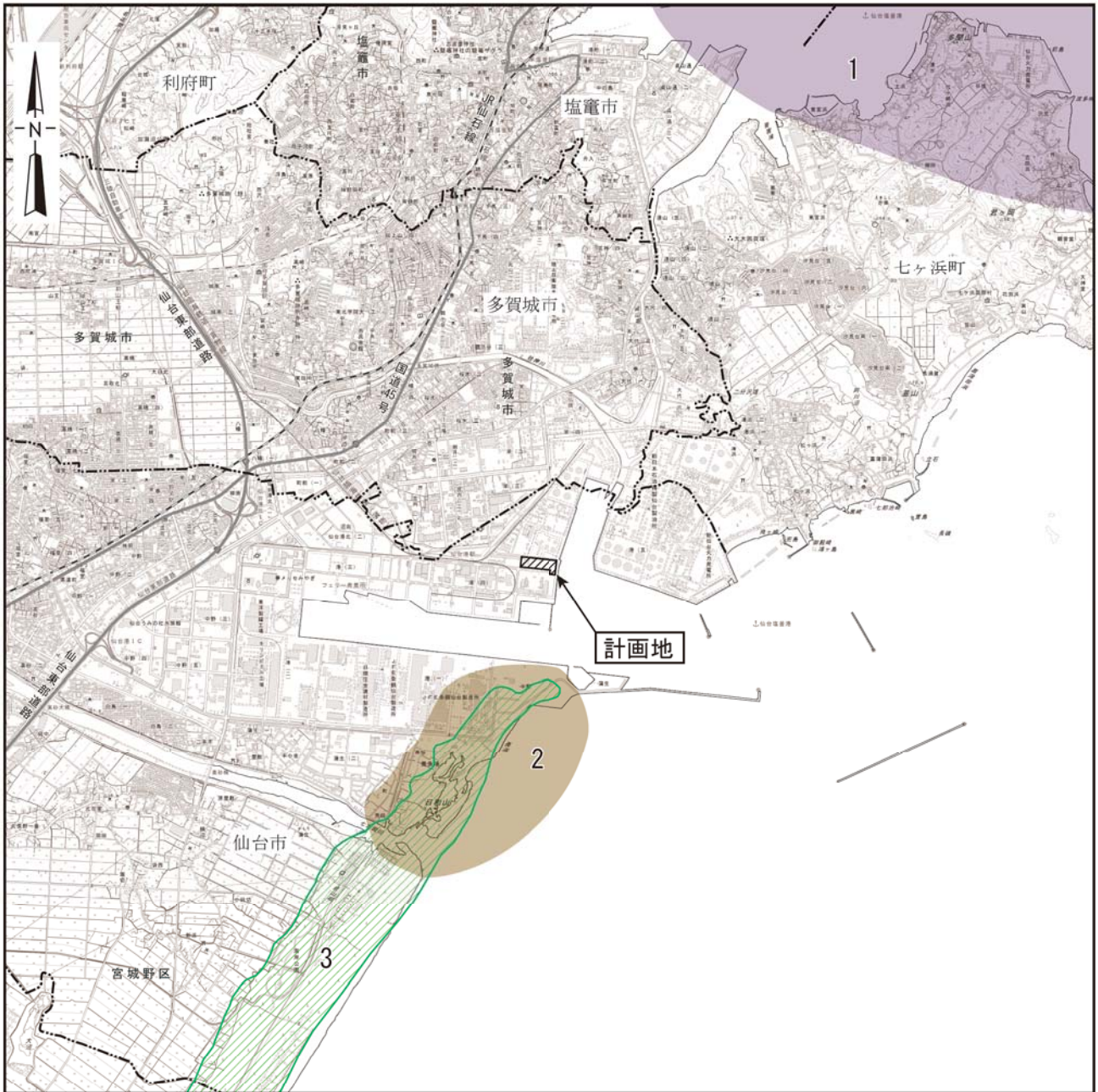
調査範囲における注目すべき地形・地質の状況は表6.1.3-1、位置は図6.1.3-3のとおりである。

表 6.1.3-1 注目すべき地形・地質

No.	名称	概要
1	松島浦	多島海
2	蒲生干潟	干潟
3	井戸浦・名取川河口・七北田川河口等	潟湖、河口干潟、運河等を伴う砂浜海岸。 植生的にも鳥類の生息地としても重要である。

注：「No.」は、図6.1.3-3の図中番号に対応する。

〔「日本の典型地形 都道府県別一覧」（平成11年、国土地理院）
「日本の地形レッドデータブック第1集」（平成12年、小泉武栄 他）
「平成27年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成28年、仙台市）より作成〕



凡 例



計画地

- 1 松島浦
- 2 蒲生干潟
- 3 井戸浦・名取川河口・七北田川河口など

〔「日本の典型地形 都道府県別一覧」(平成11年、国土地理院)
 「日本の地形レッドデータブック第1集」(平成12年、小泉武栄 他)
 「平成27年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」
 (平成28年、仙台市) より作成

注：図中番号は表6.1.3-1の「No.」に対応する。



図 6.1.3-3 注目すべき地形・地質位置図

④ 災害履歴

調査範囲において発生した主な過去の災害は、表6.1.3-2のとおりである。

表 6.1.3-2 宮城県における過去の災害

区 分	西暦	和暦・月	災害名称等
宮城県における地震・津波災害	2011年	2011年3月	平成23年3月11日東日本大震災
	2011年	2011年3月	平成23年3月9日三陸沖を震源とする地震
	2008年	2008年7月	平成20年7月24日岩手県沿岸北部地震
	2008年	2008年6月	平成20年6月14日岩手・宮城内陸地震
	2005年	2005年8月	8・16宮城地震
	2003年	2003年7月	平成15年7月26日宮城県北部連続地震
	2003年	2003年5月	平成15年5月26日三陸南地震
	1978年	1978年6月	昭和53年6月12日宮城県沖地震
宮城県における風水害等	2015年	2015年9月	平成27年9月関東・東北豪雨
	2011年	2011年9月	平成23年9月台風第15号
	2010年	2010年12月	平成22年12月22日の低気圧
	2010年	2010年8月	平成22年8月12日台風第4号
	2010年	2010年3月	平成22年3月9日から10日にかけての大雪
	2009年	2009年10月	平成21年10月8日台風第18号
	2008年	2008年5月	平成20年5月20日大雨・洪水
	2008年	2008年4月	平成20年4月18日からの大雨・洪水・暴風
	2008年	2008年4月	平成20年4月1日からの暴風
	2008年	2008年1月	平成20年1月24日低気圧
	2007年	2007年9月	平成19年9月6日台風第9号
	2007年	2007年7月	平成19年7月15日台風第4号
	2006年	2006年12月	平成18年12月26日低気圧
	2006年	2006年10月	平成18年10月6日の大雨
	2006年	2006年9月	平成18年9月27日の大雨
	2006年	2006年1月	平成18年1月4日の暴風

注：調査範囲の市町に何らかの被害が生じたものを抽出した。

〔「災害の記録-過去の災害」(2018年11月閲覧、宮城県HP)より作成〕

⑤ 災害危険箇所

調査範囲における災害の危険箇所の概要は表6.1.3-3、位置は図6.1.3-4のとおりである。

調査範囲には急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域が存在する。砂防法に基づく砂防指定地、地すべり等防止法に基づく地すべり等防止区域は存在しない。土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が多賀城市、塩竈市、七ヶ浜町の丘陵部で指定されている。

調査範囲には、国土交通省の調査・点検要領に基づき、土砂災害の危険性のある箇所を宮城県が抽出した土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、土石流危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所）が分布している。調査範囲の西部を中心に軟弱層が2～10mの厚さで分布している。計画地は、上記の法令の指定や危険箇所等に該当していない。なお、計画地及びその周辺地域については、2011年3月11日に発生した東日本大震災における地震や津波の被害を広域に受けている。